

特記仕様書

本特記仕様書は「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めているものである。

1 事業の目的

近年、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大等を背景として、森林においては、低木・草本類などの下層植生が食害を受けるとともに、中・高木層においても剥皮被害や枯死、倒木等が発生している。その被害は人工林のみならず天然林にも及んでおり、森林の有する生物多様性の低下や希少種の絶滅といった事態を招いている状況にあり、また、森林の機能の劣化による土壌流出、裸地化も引き起こしており、国土保全上の観点からも被害の対策が急務となっている。

このため、国有林内に生息するニホンジカの捕獲により、森林・林業被害の防除に資することを目的とする。

2 捕獲対象種

捕獲対象種はニホンジカとする。

3 事業対象地域

鹿児島県熊毛郡屋久島町 宮之浦嶽国有林 240 林班外（別添位置図のとおり）

4 事業内容

(1) 実施期間

契約日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

(2) 捕獲

① 捕獲期間

捕獲期間は林道それぞれで 20 日間とする。

② 捕獲方法

くくりわなを設置し捕獲する。設置にあたっては、最大限の捕獲効果が得られるよう配置を工夫すること。また、使用するわなは、委託者貸与のわなとする。なお、貸与するわなについては、貸与物品一覧表のとおりとする。

③ 設置地区ごとの設置台数、捕獲目標頭数、個体処理方法、見回り・給餌回数、林道等走行距離

設置地区については、別添位置図に示す区域内に監督職員と協議のうえ決定する。なお、捕獲効率向上の観点から、監督職員と協議のうえ区域内のわな設置数を増加することは妨げない。

また、見回り（わな等の維持補修を含む）・給餌については、わな稼働時は原則として毎日見回ること。

ア 宮之浦林道	くくりわな	40 基
	捕獲目標頭数	27 頭
	個体処理方法	集合理設(埋設穴は発注者が準備)
	見回り・給餌回数	20 回
	林道等走行距離（片道）	7.4km

イ 白谷林道	くくりわな	40 基
	捕獲目標頭数	26 頭
	個体処理方法	集合理設(埋設穴は発注者が準備)
	見回り・給餌回数	20 回
	林道等走行距離（片道）	5.3km

ウ 捕獲目標総頭数 53 頭

捕獲目標頭数はあくまで目標であり、期間中に可能な限り多く捕獲すること。ただし、捕獲目標数を超過することが予想できた時点で、監督職員に報告すること。

なお、捕獲目標頭数に達しない場合は、原因の究明及び対応等の経緯を文書にて提出を求めることがある。

エ 誘引餌

使用する誘引餌はヘイキューブとし、数量は以下を基本とする。

30kg×16 セット=480kg

※ 上記の誘引餌を基本とするが、他に誘引に効果的な誘引餌がある場合は、監督職員と協議し、ヘイキューブの購入に係る費用の範囲内で種類及び数量を一部変更のうえ、使用することを妨げない。

オ 給餌方法

(ア) ヘイキューブは、1箇所あたり300g程度を置く。

(イ) 誘引が不調で、古い餌が残っている場合は除去し、残った餌の上に新しい餌を置き続けることがないようにする。

④ 止めさし

止めさしについては、安全対策を十分行うとともに、適正に実施すること。

なお、止めさしについては、原則として、銃器以外の方法（電殺、刺殺、撲殺等）によるものとする。

ア 電殺器による止めさし時の安全措置

電殺器による止めさしについては、感電防止に努め、安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意し実施すること。

- (ア) 降雨・降雪中や作業者の体が濡れている場合は、絶対に使用しない。また、作業中に雨が降ってきた場合は、すぐに作業を中断すること。
- (イ) 足元は、必ず絶縁できるゴム長靴を着用すること。
- (ウ) 手袋は、電気が流れない材質で厚みのあるもの（耐電ゴム手袋等）を着用すること。厚みが薄い場合は電気が通過する危険性がある。
- (エ) 止めさし者は、シカの反撃によって跳ね飛ばされたヤリの突端が、自身や周囲の者へ接触しないよう電殺ヤリの操作に慎重を期すとともに、周囲の者とも十分な離隔距離を確保すること。

イ 銃器による止めさしが認められる条件（全ての条件を満たす場合）

止めさしは、原則として、銃器以外の方法により行うこととしているが、捕獲した鳥獣に対して事実上の支配力を獲得し、確実にこれを占有したとは言えないやむを得ない場合として、次の(ア)から(エ)までの条件を全て満たし、かつ、次項のウの安全対策を講じる場合は、銃器による止めさしを認められるものとする。

- (ア) わなにかかった鳥獣の動きを確実に固定できない場合であること。
- (イ) わなにかかった鳥獣が、どう猛で捕獲等をする者の生命、身体に危害を及ぼす恐れがあるものであること。
- (ウ) わなを仕掛けた狩猟者の同意に基づき行われるものであること。
- (エ) 銃器の使用にあたっての安全性が確保されているものであること。

ウ 銃器止めさし時の安全措置

銃器使用による止めさしについては、道路交通法、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を踏まえ、安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意して実施すること。

- (ア) 銃器による暴発事故を防ぐため、止めさし直前まで実包は装填せず、止めさし後は速やかに脱包すること。
- (イ) 実包を装填した銃器は、銃口を上方、人のいない方向、または射撃方向に向けて保持すること。たとえ実包が装填されていなくても、絶対に人に銃口を向

けないこと。また、無意識のうちに人のいる方向に銃口が向かないように注意すること。（銃器には、常に実包が装填されているものとして取り扱うこと。）

(ウ) 周囲に入林者がいる場合は発砲しないこと。

(エ) 止めさし方向に安土（バックストップ（山・崖・高い土手など））のない限り発砲しないこと。

(オ) 跳弾を避けるため、止めさし方向に氷の面、堅い地面、岩などの硬いものがある場合は発砲しないこと。

⑤ 捕獲個体の処理

捕獲した個体の処理については、4(2)③に明示した方法で、国有林内に埋設穴を掘削し埋設するものとする。

(3) 業務記録

① 業務日誌（日報）

着手から完了までの日について、業務日誌を作成すること。業務日誌の様式については、様式を示す記載事項が含まれていることを条件に、任意の様式を使用して差し支えない。

② 記録写真

捕獲した個体毎に下記により捕獲状況や埋設処理等が確認できる写真を撮影し提出すること。

ア 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、処分方法、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。

イ 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、油性スプレー又は油性ペンキでその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。

(ア) 胴体中央に個体の色と異なる色の油性スプレー又は油性ペンキで「山」とマーキング。

(イ) 上記(ア)で記した「山」のマークの上部に、個体の色と異なる油性スプレー又は油性ペンキで、捕獲した順に付与する番号をマーキング。

ウ 捕獲個体毎に処分方法が分かるように撮影すること。

なお、埋設する個体については、埋設直前の個体を埋設穴に置いた状態で撮影すること。

③ 捕獲個体の証拠物及びその写真

ア 受託者は、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。

イ 受託者は、捕獲個体の証拠物の数が分かるように写真を撮影して、証拠物とともに監督職員に提出すること。

④ 捕獲個体の受領証明書

焼却施設または食肉加工業者等に依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。

⑤ 捕獲個体記録票

受託者は、捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別等）を行い捕獲個体記録票に記入し、監督職員に提出すること。

⑥ 捕獲個体整理表

受託者は、捕獲個体について別紙様式2「捕獲個体整理表」を記入し、監督職員に提出すること。

(4) 安全対策

① 事前に実施しておく事項

事業区域内（見回り・給餌の区域内）については、本事業の実施期間中は関係者以外の立入禁止区域を設定し立ち入りを制限するために、次の安全対策を実施すること。

ア 事業開始前に入林者への周知のため、監督職員と協議のうえ、事業区域へ通じる林道等の入口に標識及び看板を設置するとともに、ゲート（カラーコーン、トラロープ等）を設置する。

イ その他、実施にあたり必要な安全対策を講じること。

ウ 事故等が発生した場合は、提案している「緊急時の連絡体制図」に基づき、速やかに委託者に報告すること。

5 カメラトラップ調査

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書の（別記）「B 特定の場所への出没状況（わなへの誘引など）の把握」による。

6 他事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。）

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者（監督職員等）と受託者が協議のうえ決定するものとする。